

Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県 DX スタートアップ創出イベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する Miyagi Pitch Contest（以下「MPC」という。）2026 の趣旨に賛同する個人、法人、または団体（以下「サポーター」という。）が、MPC2026 の登壇者に対して支援（以下「サポート」という。）を行う際の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(サポーターの定義)

第2条 この要領において「サポーター」とは、この要領の定めるところにより、MPC 登壇者への賞金または賞品（現物・サービスを含む）の提供を通じて、宮城県内のスタートアップの創出、拡大、成長をサポートする個人、法人、または団体を指す。

(サポートの種類)

第3条 サポートの種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賞金提供 MPC2026
登壇者へ提供する賞金
- (2) 賞品提供
MPC2026 登壇者へ提供する現物またはサービス

(サポートの金額・条件)

第4条 サポートの条件については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 賞金提供の場合は、下限を 10 万円、上限を 30 万円とし、賞品提供の場合は、賞金相当とすること。
- (2) サポーターは、公序良俗に反しないこと、及び MPC の事業趣旨に賛同することを誓約すること。
- (3) 原則、MPC2026 に出席し、賞金または賞品を授与するに相応しい登壇者を選定するとともに、表彰式にて「サポーター賞」としてパネルを授与するものとするが、選定方法等について、これによらない場合については、実行委員会と相談すること。

(募集期間)

第5条 サポーターの募集期間は、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が別途定める期間とする。

(申込方法)

第6条 サポーター登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、「Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター申込書」（別記様式第1号）を事務局に提出する。

- 2 実行委員会は、申込書が提出された場合、第12条に定める不受理要件に該当しないと認める場合は、遅滞なくこれを受理し、申込者に対し、「Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター申込(不)受理通知書」（別記様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

(賞金・賞品の提供)

第7条 サポーターは、事務局が指定する方法により、指定された期日までに賞金を納付または賞品を納品すること。

(特典)

第8条 サポーターには、次の各号に定める特典を提供する。特典については、サポーター側で受け取りを拒むものについては、これを妨げることはない。

(1) サポーター名を冠したサポーター賞の設定

MPC2026 当日に、サポーター名を冠した賞を登壇者へ授与することができる。

(2) MPC アルムナイコミュニティへの参加

過去の MPC 登壇者、審査員、メンター、サポーターで構成されるクローズドなオンラインコミュニティへ参加できる（希望者のみ）。

(3) MPC2026 エントリー時に承諾を得た応募者情報（Miyagi Pitch Contest 2026 募集要項「8. 申込方法」記載の「エントリーシート」及び「サービス概略図（ポンチ絵）」の共有

(4) 広報物へのロゴ掲載

MPC2026 のポスターやパンフレット等の制作物にサポーターのロゴを掲載し、広く情報発信する。

2 前項第3号に定める応募者情報の共有において、共有した情報のみでは応募者への連絡等が困難な場合は、サポーターは事務局に申し出し、事務局が応募者へ連絡先等の提供についての確認し、承諾が取れた場合に連絡先を提供するものとする。また、応募者の情報の共有の時期については、事務局が別途定めるものとする。

(特典の譲渡禁止)

第9条 サポーターは、提供された特典を第三者に譲渡することはできない。

(賞金または賞品の使途)

第10条 サポーターからの賞金または賞品は、MPC2026 の登壇者に対して、「サポーター賞」として贈呈されるものである。

(禁止行為)

第11条 サポーターの登録により知り得た情報に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 応募者の事前の承諾なく、応募者の事業アイデア、技術、ノウハウ等の機密情報を第三者に開示または漏洩する行為

(2) 応募者の事前の承諾なく、応募者の知的財産（著作権、特許権、商標権等を含むがこれらに限られない）及び事業アイデアを、自己または第三者のために利用する行為

(3) 前各号に掲げるもののほか、応募者の権利を侵害し、またはそのおそれのある一切の行為

(申込の不受理)

第12条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、申込みを受理しないものとし、申込者に対しその旨を受理書（別記様式第2号）により通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする、またはその恐れがある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員であると認められる者

(3) 法令または公序良俗に反する者

(4) MPC2026 の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他、実行委員会が不相当と判断した者

2 実行委員会は、賞金又は賞品等を受領後に、サポーターが前項の各号に該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、サポートを取り消すものとし、サポーターに対してその旨

通知するとともに、原則としてサポーターが提供した賞金や賞品を返戻する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、サポーター募集の実施に関して必要な事項は、実行委員会の運営会議で定める。

附則

この要領は、令和7年（2025年）9月3日から施行する。

別記様式第1号

Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター申込書

令和 年 月 日

宮城県 DX スタートアップ創出イベント実行委員会事務局長

住所又は所在地

名称又は氏名

代表者(役職・氏名)

Miyagi Pitch Contest 2026 について、Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター募集要領第6条第1項の規定に基づき、下記のとおりサポーター登録を希望します。

記

1 サポートの内容(上限30万円、下限10万円相当となります)

金額	円	入金予定	令和 年 月 日
賞品		納品予定	令和 年 月 日

2 連絡先

所属		担当者 職氏名	
住所		電話	
FAX		E-mail	

なお、Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター募集要領第12条第1項第1号から第3号に該当しません。

〇〇 様

宮城県 DX スタートアップ創出イベント実行委員会事務局長

Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター申込(不)受理通知書

令和 年 月 日付で申請がありました協賛申込につきましては、下記の内容により(受理いたしました・受理できません)ので、(要領第6条第3項・要領第12条第1項)の規定により通知いたします。

記

【受理の場合】

1 受理年月日 令和 年 月 日

2 サポート内容 _____

[賞金の場合]

3 振込先 賞金につきましては、次の口座にお振り込みくださるようお願いします。

銀行名：

種別：

口座名義人：

※大変恐れ入りますが、振込手数料につきましては、御負担願います。

4 その他 受領書が必要な場合はその旨お伝えください。

[協賛品の場合]

3 その他 受納書が必要な場合はその旨お伝えください。

【受理できない場合】

1 下記理由により受理できません。

2 理由：

別記様式第3号

Miyagi Pitch Contest 2026 サポーター賞金受領書

令和 年 月 日

〇〇 様

宮城県 DX スタートアップ創出イベント実行委員会事務局長

令和 年 月 日付けで申込のありました Miyagi Pitch Contest 2026 サポーターにおける賞金または賞品について、下記のとおり受領（納）しました。

1 サポーター（住所氏名）

2 賞金または賞品

賞 金 金 円

賞 品 品名：

数量：

3 受領（納）日 令和 年 月 日